

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 3 回滋賀地方最低賃金審議会
議事録

開催日時	令和 4 年 8 月 1 0 日（水） 13 時 00 分～13 時 14 分
開催場所	滋賀労働局 大会議室
出席状況	公益代表委員 5 人（定数 5 人） 労働者代表委員 3 人（定数 5 人） 使用者代表委員 4 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 佐野洋史 平井建志 木下康代 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗（13:02 から出席） 大西省三 使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 水野 透 事務局 小島労働局長、矢野労働基準部長、 松島賃金室長、神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県最低賃金専門部会報告について 令和 4 年度滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

皆様お集まりですので、ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

大江委員は所用で、西田委員及び池内委員は体調不良で欠席される旨の連絡を受けております。また、榎並委員は少し遅れる旨の連絡を受けております。

したがって、現在の委員の皆様の出席状況ですが、

公益代表委員 5 名

労働者代表委員 2 名

使用者代表委員 4 名

合計 11 名のご出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、3名の傍聴申込みがあり、本日、3名の方が傍聴されていますことを報告します。

傍聴人の皆様におかれましては、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

報道関係者の皆様、頭撮りはここまでとなります。ここからは撮影及び録音はお控えください。次は、「答申文の手交」の場面となりますので、それまでは私がお声をかけるまで、席にお戻りください。

それでは、これからの進行は、会長にお願いいたします。

○会長

みなさんこんにちは。それでは早速ですが、議題の1「滋賀県最低賃金専門部会報告について」です。

専門部会について、部会長として報告いたします。

専門部会は、第1回を8月3日に、第2回を8月4日に、第3回を8月5日に開催し、労・使委員と公益委員で個別協議を重ねましたが、最終的に全会一致とはなりませんでした。

その結果、現行の滋賀県最低賃金の896円に31円引上げて、927円に改正することとして、採決により「賛成多数」で、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」がまとまり結審しました。

以上です。

それでは、事務局から、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告」の朗読をお願いします。

○事務局（補佐）

それでは、専門部会報告書写しを朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、別紙1の金額及び効力発生の日のみとさせていただき、専門部会委員のお名前及び別紙2については、読み上げを省略させていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月5日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の滋賀県最低賃金（時間額868円）は、令和2年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

中小企業・小規模事業者に対し、価格転嫁ができる環境と各種支援策を拡充すること。

新型コロナ禍による影響、企業物価高騰下における小規模事業者に対する支援金制度等の迅速な促進を図ること。

人材不足の中、配偶者控除対象者等の最低賃金改定により就業への影響を受ける者を考慮した制度を構築すること。

最低賃金額 1時間 927円。

効力発生の日 法定どおり。

以上でございます。

○会長

ただ今の報告について、ご質問、或いはご意見等ございませんでしょうか。

○全委員

〔質問・意見等上がり〕

○会長

それでは、ただ今の専門部会の報告を受けまして、議題2「滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」を、本審議会として採決を行いたいと思います。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

○事務局(室長)

現在、会長を除き、11名の委員が出席しております。採決の定足数は満たしていることを報告いたします。

○会長

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおりの意見とし、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

○各委員

〔採 決〕

○会長

では、次に反対の方、挙手願います。

○各委員

〔採 決〕

○会長

賛成 7 名、反対 4 名ですので、滋賀県最低賃金を 9 2 7 円に改正することを本審議会の決定として、答申することといたします。

答申文(案)の配布・朗読をお願いします。

〔答申文案の配布〕

○事務局（補佐）

それでは、答申文案を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会報告と同様とさせていただきます。

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 4 年 7 月 5 日付け滋労発基 0705 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 2 年 10 月 1 日発効の滋賀県最低賃金（時間額 8 6 8 円）は、令和 2 年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていませんでしたことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

中小企業、小規模事業者に対し、価格転嫁ができる環境と各種支援策を拡充すること。

新型コロナ禍による影響、企業物価高騰下における小規模事業者に対する支援金制度等の迅速な促進を図ること。

人材不足の中、配偶者控除対象者等の最低賃金改定により就業への影響を受ける者を考慮した制度を構築すること。

最低賃金額 1時間 927円。

効力発生の日 法定どおり。

以上でございます。

○会長

ただ今の答申文(案)について、質問等ありますか。

○各委員

〔質問等上がりず〕

○会長

では、答申文(案)で答申してよろしいでしょうか。

○各委員

〔異議なし〕

○会長

それでは、これにより答申したいと思います。

○事務局(室長)

これから撮影の案内をいたします。

報道関係者の皆様は、前の方にお進みください。

○事務局(室長)

会長から局長に「答申文」を手交いたします。

会長と局長は、お手数ですが、前の方にお進みください。

それでは、手交の方よろしく申し上げます。

答申

会長 局長（答申文の手交）

○事務局（室長）

それでは、撮影はここまでといたします。報道関係者の皆様は、元の位置にお戻りください。

○会長

ただ今、答申いたしました滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

今後、速やかに異議申出の公示を行います。

異議申出を8月25日まで行い、翌日の26日、午前10時から板金工業組合の会議室で第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議の申出について審議をいただきます。

順調にいけば、以上の手続きを踏まえて、発効日は、10月6日木曜日が予定日となります。

なお、8月26日は、「特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について」の答申がございますので、異議の申出がなくても8月26日に審議会は開催いたしますので、委員の皆様は、ご出席よろしく願いいたします。

○会長

異議の申出の有無にかかわらず、8月26日金曜日、午前10時から第4回の審議会を開催いたしますので、委員の皆様は、日程の確保をお願いします。

それでは、最後の議題4「その他」ですが、皆さんから何かございませんでしょうか。

○全委員

〔意見なし〕

○会長

特にないようですが、事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

特別検討小委員会の開催について報告いたします。8月18日木曜日の午前9時30分から、滋賀労働総合庁舎、この建物ですが、3階の天津労働基準監督署会議室で開催いたしますので、特別検討小委員会の委員の皆様におかれましては、18日も出席いただきますようよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、最後に局長からご挨拶があるということですので、局長よりよろしくお願いいたします。

○局長

本日は、滋賀県の最低賃金の改正決定に当たりまして、答申を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

今年度は、中央最低賃金審議会の答申日程が大幅にずれ込み、本審議会も日程調整の変更等、いろいろ皆様にはご協力いただいたところでございますが、本日ここに答申をいただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。

また、専門部会の委員の皆様におかれましても、連日暑い中、また厳しい審議日程の中、議論を真摯に重ねていただきまして、ありがとうございました。ここに感謝申し上げます。

今月18日からは、今後、特定最低賃金の審議が始まります。また、暑い日が続きますが、引き続き、皆様、お体だけは十分ご留意いただきまして、引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。お礼の挨拶とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました。滋賀県最低賃金の集中審議のために専門部会にご出席いただいた労使の代表委員の皆様はじめ、委員の皆様、本当にお疲れ様でした。

本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。